平成20年度入札・契約制度の変更点

■観音寺市契約規則の一部改正

（平成20年4月1日施行）

概要

（1）遅延利息の変更（第43条）

「年3.4パーセント」→「年3.7パーセント」

・観音寺市工事請負契約約款、観音寺市建築設計業務等委託契約約款、観音寺市土木設計業務等委託契約約款も同様の改正

■コリンズ・テクリスの取扱変更

（平成20年7月1日以後発注工事・業務委託）

概要

（1）コリンズ詳細登録の拡大

「2500円以上の工事」→「500万円以上の工事」

（2）テクリス登録の拡大

「500万円以上の業務委託」→「100万円以上の業務委託」

■単品スライド条項の適用開始

（平成20年7月16日適用）

概要

（1）観音寺市工事請負契約約款第25条第5項の運用を規定

・主要な工事材料として、鋼材類又は燃料油を適用

※運用基準は、香川県に準じる

■単品スライド条項の適用拡充

（平成21年1月16日適用）

概要

（1）観音寺市工事請負契約約款第25条第5項の運用を拡充

・鋼材類又は燃料油以外の主要な工事材料についても適用

※運用基準は、香川県に準じる

■観音寺市工事請負代金債権の譲渡に係る承諾事務取扱要領の制定

（平成21年1月20日施行）

概要

(1) 建設工事の受注者が、地域建設業経営強化融資制度の利用を可能とするため、観音寺市工事請負契約約款第5条第1項ただし書きに規定する債権譲渡に係る事務処理制定（平成23年3月31日をもってこの要領失効）